

## 平成30年度 対馬市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月25日(木) 午後 1時00分から午後 1時50分

2. 開催場所 美津島行政サービスセンター 別館2階 大会議室

3. 出席委員

・農業委員 (13人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 福島とよか
5番 小宮一人司	6番 小宮貞司	7番 黒瀬勝弘
8番 岡村高史	9番 太田深雪	10番 阿比留なみ恵
11番 波田裕一郎	12番 松村英二	13番 早田茂
14番 初村重政		

・農地利用最適化推進委員 (8人)

永尾佐登志	庄司幹雄	長瀬円	西山義典
波田優	日高安実	小宮正至	原田英治

4. 欠席委員 (1人)

4番 畑島孝吉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第23号 非農地証明書交付願について

議案第24号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第4回)

議案第25号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第4回)

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

庄司智文

農業委員会事務局局長補佐

永留潤也

農林水産部農林・しいたけ課課長補佐

志賀慶二

中対馬振興部地域振興課係長

牧山隆広

上対馬振興部地域振興課参事兼係長

國分茂徳

## 7. 会議の概要

### 議 長

皆様、こんにちは。

皆様におかれましては、秋の農作業も一段落をされ、一息つかれることと拝察いたします。本日は、総会のご案内を致しましたところ、お忙しい中、多数ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。なお、本日は局長の方も申しましたように、総会終了後に研修会を予定しておりますので、どうか最後までよろしく願い致します。また、お手元に配布しております、綱紀肅正についてという文書があるかと思いますが、〇〇県〇〇市の農業委員が農地転用に便宜を図り、収賄容疑で逮捕されたという記事でございます。構成・公平な職務の遂行に向けた綱紀の肅正を徹底していただきますようお願い致します。皆様にはこのような行為は全くなかろうかと信じております。どうかよろしく願い致します。11月もそこまで迫り、朝夕はめっきり寒くなってまいりました。どうか、お身体に気を付けて精を出していただきますよう、よろしく願い致します。本日の総会は、7回目の農業委員会総会になります。皆様のご協力をよろしく願い致します。

それでは総会に入ります。座って議事を進めさせていただきます。

ただ今より、平成30年度、対馬市農業委員会第7回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は13名、従いまして過半数以上の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします事を報告致します。なお、農地利用最適化推進委員、8名も出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、1番の永留正司委員、13番の早田 茂委員をお願い致します。

議事日程第2、会期についてお諮り致します。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は3件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

### 事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き下さい。議案第21号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、田7筆、畑5筆を

贈与するものであります。なお、経営面積は7, 419平米でございます。

議案書の2ページをお開き下さい。

番号2は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同町〇〇の〇〇さんに、畑1筆を売買するものであります。なお、経営面積は8, 817平米でございます。

番号3は、8月の第6回総会において買受適格証明書の交付を決定した案件でございます。〇〇市〇〇の〇〇さん名義の畑2筆、401平米を、〇〇町〇〇の〇〇さんが競売落札により取得されるものです。なお、経営面積は9, 182平米でございます。申し訳ありません、番号2のですね、2ページです。番号2の対馬市〇〇町〇〇 〇〇番地が〇〇 〇〇番地に訂正願います。申し訳ありませんでした。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。番号1から番号3につきまして、地元委員の補足説明をお願い致します。

(2番 委員挙手)

### 2番 桐谷善明委員

議案第21号、農地法第3条の1についての説明を致します。去る10月16日、午前8時30分より、農林課の〇〇さん立会いのもと現所有者の〇〇氏と私が現況見聞を致しました。場所は1ページに記載のとおり、〇〇町〇〇字〇〇という所で最上段記載の字〇〇 〇〇番地〇、田、1, 418平米から、以下筆数が多いためお目通しをいただきまして省略いたします。それから一番下段に行きまして〇〇の〇〇番の〇、田1, 074平米まで、合計12筆を父である〇〇氏から息子の〇〇氏へ相続するための申請でございます。ま、特段問題は無いものと思われまので、ご審議ご承認方よろしくお願い致します。以上でございます。

## 議 長

つづきまして、番号2の補足説明ですが、私の担当地区ですので私の方から補足説明をさせていただきます。去る10月17日、譲渡し人〇〇氏、譲受人〇〇氏、農林しいたけ課〇〇係長と私と現地で立会いを行いました。申請地は〇〇氏所有地と隣接をしており、〇〇氏が長年借りられて耕作をされていた状況でございます。また、〇〇氏は漁業を主たる生計とされており両者協議のうえ、今回申請がされたところであります。この事については両者協議のうえ、何ら問題ないと判断を致しましたので、ご審議の上ご決定頂きますよう、よろしくお願い致します。

つづきまして、番号3について補足説明をお願い致します。

(10番 委員挙手)

### 10番 阿比留なみ恵委員

補足説明をします。10月22日に譲受人の〇〇さん、〇〇振興部の〇〇さんと私で現地を確認しました。譲渡し人の〇〇さんの隣に〇〇さんの農地が有り、

耕作範囲を広げることを目的とし、今回競売に参加し落札しております。何ら問題は無いかと思いますがご審議の程よろしく申し上げます。

## 議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑等が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第21号の番号1につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願い致します。挙手多数でございます。番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、番号2につきまして賛否を問います。

原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、番号3につきまして賛否を問います。

原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。

今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の3ページをお開き下さい。議案第22号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

本案件は、農地転用許可不要案件の、〇〇対馬〇〇携帯電話無線基地局の新設工事に伴い、資材置き場として一時的に転用するものであります。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さんから〇〇市〇〇区〇〇の〇〇株式会社、〇〇、〇〇長、〇〇さんに、〇〇町〇〇の畑1筆、面積は2,720平米の一部を賃貸借して、一時資材置場用地に転用するものであります。位置図、写真等を4ページから7ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。番号1につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(23番 推進委員挙手)

## 23番 日高安実推進委員

議案第22号、農地転用議案について、10月17日に現地にて調査活動をしましたので報告致します。農地の所在地、〇〇町〇〇字〇〇 〇〇番〇、農地面積が2,720平米。当農地の区域は、国道の〇〇 〇〇のすぐ西側に位置します。山の斜面を段々畑状に農地として整備し、所有者複数の協力により、現在は蕎麦

畑として農作が供用されております。当議案書では、当農地は地目畑、遊休地とありますが、面積2,720平米の大半に蕎麦が作られております。そして遊休地は、最上部の一部が有るのみです。本議案は、この遊休地のわずか数平米を〇〇株式会社が借り上げ、携帯電話の〇〇の電波塔を設置するものであります。転用の目的に一時資材置き場とありますけれども、設置工事に伴う工事車両の作業用地として使用するものであります。以上、審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。

(12番 委員挙手)

12番 松村英二農業委員

この一時ちいう解釈は、どういう解釈をしたらよろしいですか。元に戻すという事が一時ということですか。

議 長

(23番 推進委員挙手)

23番 日高安実推進委員

今説明をしましたように、電波塔を設置する間に工事車両等が資材置き場を一時的に使用するという事です。だから、電波塔が設置が完成すれば、そこは所有者に戻すと言う事でございます。工事の間使用すると言う事です。

議 長

(12番 委員挙手)

12番 松村英二農業委員

これは雑種地になっていくわけですか。それとも、またそれが元に戻した時には農地になる訳ですかね、こういう場合は。

議 長

(事務局長挙手)

事務局長

松村委員さんのご質問にお答えしたいと思います。一応あの一、平成30年度からですね、農地転用許可不要案件という〇〇等が電波塔を付けてますよね、その移転については転用許可が要りませんよと言う事なんです、平成30年度から、そこを工事するために一時農地でなくなる分について、転用をなさいという話になってるんですね。先程、日高委員さんも言われたように、鉄塔が建ってしまったらですね、また元の畑に戻すと言う事で、農地に戻すと言う事になります。ここの場合は、3月末を目途に元に戻す予定であります。以上でございます。

議 長

他に質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第22号の1番につきまして、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号1は許可相当とし、当委員会の意見を付しまして、県知事に進達することに決定いたします。

次に、議案第23号「非農地証明書交付願いについて」を議題と致します。

今回は2件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の8ページをお開き下さい。議案第23号、「非農地証明書交付願いについて」でございます。

番号1の申請人は、〇〇市〇〇区〇〇の〇〇さんで、〇〇町〇〇 〇〇番の畑、1筆、面積は2,055平米でございます。位置図、写真等を9ページから12ページに添付しておりますので、ご参照ください。

番号2の申請人は、〇〇市〇〇の〇〇さんで、〇〇町〇〇 〇〇番〇の畑、1筆、面積は1,000平米でございます。位置図、写真等を13ページから16ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議長

事務局の説明が終わりました。番号1、番号2につきまして、地元委員の補足説明をお願い致します。

(5番 委員挙手)

## 5番 小宮一人司委員

5番、小宮でございます。どうぞよろしくお願い致します。

ただ今議題となりました、議案第23号、非農地証明書交付願いについて、番号1の〇〇町〇〇の案件につきまして、地元委員の説明をさせていただきます。10月22日、月曜日、午後2時30分から申請人の叔父にあたります〇〇さんと、農業委員会の庄司局長、そして私と3人で現地調査を行いました。

申請地は〇〇の南西部に位置し、〇〇町との町境に近い所で、海岸に隣接し、陸地側に細長く伸びた農地であります。現地は陸路では時間を要し、船で行かないと行けないような所であります。申請地は、自宅から遠く離れた所にあり不便なこと等から、平成に入りましてから耕作されておらず、議案書の10ページ、11ページの写真でも分かります様に、現地は雑木が茂り完全に山林化している状態でございます。申請人は、父の死亡により今年2月に相続されましたが、現在、〇〇市在住で対馬にはなかなか帰省できません。農業も出来ない状況です。また、叔父の〇〇在住の〇〇さんも、申請地が自宅から遠く離れている事や有害鳥獣による被害等も大きく、現在の山林化している状況では、人力で耕作するこ

とが出来ないと言う事でございます。この地点は、重機も中々入れられない所でございます。

調査の結果、現地状況などを勘案し、申請地を非農地と判断する事に問題は無いと思われまます。委員皆様方のご審議をいただき、非農地証明書交付願ひにつきまして、ご決定下さいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。以上で私の説明を終わります。

議 長

つづきまして、番号2について補足説明をお願ひ致します。

(13番 委員挙手)

13番 早田 茂委員

議案第23号の2について説明致します。10月18日、4時頃、代理人の〇〇行政書士さんと〇〇課の〇〇さんと私で現地を確認してまいりました。申請地は、〇〇県在住の〇〇さんの所有の宅地に隣接していますが、平成元年頃から耕作をしておらず、現在は竹が生い茂っており耕作できる状態ではなく、地主も対馬にいないこともあり申請地については何ら問題ないと判断いたしました。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第23号の番号1につきまして、原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお願ひ致します。全員賛成でございませます。番号1は原案のとおり交付することに決定いたします。次に番号2につきまして賛否を問います。番号2につきまして、原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお願ひ致します。全員賛成でございませます。番号2は、原案のとおり交付することに決定いたします。

次に、議案第24号「農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第4回)」を議題と致します。

事務局の説明を求めませます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の17ページをお開き下さい。議案第24号、「平成30年度 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第4回)」でございませます。

農地中間管理事業において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があつた農用地利用集積計画について審議のうへ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し決定の必要があり、提案するものであります。

利用権設定の件数は11件、内訳は、貸し手11人、借り手1人でございませます。農地の内訳は、田が17筆、面積は17,242平米、畑が17筆、面積は11,

060平米で、合計筆数34筆、合計面積28,302平米でございます。なお、地区別一覧表、農用地利用集積計画表を18ページから20ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

### 農林・しいたけ課 課長補佐

対馬市農林しいたけ課の志賀と言います。よろしくお願い致します。座って説明させていただきます。18ページに地区別の一覧を掲載しております。前の方のスクリーンでも表示しておりますとおり、1番目〇〇地区、出し手が1戸5筆、面積が4,979平米です。次に〇〇地区、出し手が6戸16筆の12,531平米。次に〇〇地区、〇〇ですね1戸2筆、2,998平米。〇〇地区で1戸7筆、2,683平米。〇〇地区の〇〇で2戸4筆、5,111平米でございます。19ページをお開き下さい。個別の節目を記載しております。番号1番が〇〇地区の〇〇です。2番から7番が〇〇地区で6戸でございます。8番目が〇〇の〇〇です。9番目が〇〇の〇〇地区です。10番、11番が〇〇 〇〇地区の〇〇2戸でございます。この筆を長崎県の公社の方が借り受けるという計画でございます。よろしくご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第24号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第25号「農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第4回)」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の21ページをお開き下さい。

議案第25号、「平成30年度 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第4回)」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。権利の設定を受ける者は5人でございます。農地の内訳は、議案書第24号と同じく、

田が17筆、面積は17,242平米、畑が17筆、面積は11,060平米で、合計筆数34筆、合計面積28,302平米でございます。なお、農用地利用配分計画(案)を22ページから24ページに添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

### 農林・しいたけ課 課長補佐

22ページをお開き下さい。整理番号1からご説明いたします。先程、長崎県農業振興公社に集積した農地を5名の方に配分したいと思っております。まず1番目に〇〇地区〇〇でございます。5筆の4,979平米を〇〇さん、紫色で、ちょっと見にくいですがね、紫色で表示してる場所でございます。出し手は1名の方です。続きまして、〇〇地区整理番号2番です。〇〇さんに6戸16筆、12,531平米を配分する予定でございます。色が、〇〇小学校の周辺でございます。を、配分する予定でございます。続きまして整理番号3番目、〇〇の〇〇地区です。〇〇さまに2筆、2,998平米を配分する予定です。続きまして4番目、〇〇町〇〇の地区です。〇〇様に7筆2,683平米を配分する予定です。最後に5番目、〇〇の〇〇地区です。4筆5,111平米を〇〇の方に配分する予定でございます。簡単ではございますが説明を終わります。よろしくご審議頂きますようお願い致します。

## 議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第25号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

つづきまして、議事日程第5、「その他」の事項ですが何かございませんでしょうか。

(25番 推進委員挙手)

### 25番 小宮正至推進委員

私25番の小宮と申します。今決定をされましたですね、お尋ねをするわけですが、25号の農用地利用配分計画ですかね、その契約者の、契約者がもし亡くなっている場合は、相続の権利がなくても契約はこのような場合は中間管理機能の場合は出来るわけですかね。

## 議 長

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

### 農林・しいたけ課 課長補佐

亡くなられた場合は、相続人の方が相続の登記をされることが前提でございますが、申請をしていただいておりますね、相続人の代表者の方が他の相続人の方もおられると思うんですけども、きちんと相続が登記されるまでは代表者の名義で申請することができます。また、決定しましたら、登記されて決定されましたら変更することができますので、順次変更というのは可能でございます。

## 議 長

(25番 推進委員挙手)

### 25番 小宮正至推進委員

分かりました。

## 議 長

(23番 推進委員挙手)

### 23番 日高安実推進委員

一点ですね質問したいと思います。農地の利用状況調査を実施したんですけれども、調査票に乗っていない農地ですね、これが地区ごとに多数あるようにあるんですね。それで、記載のない農地については、おそらく耕作中の農地であるとか、非農地であるとかそういう判定だと思っておりますけれども、この取り扱いがどういうふうになっておるかですね、あまりにも筆数が多いようにあるものですか、質問します。

## 議 長

(事務局局長補佐挙手)

### 事務局局長補佐

農地利用状況調査の件で質問があった件ですけれども、本年度調査していただいた一覧表というのが、平成、今から5年前に抽出している分を、それを毎年非農地になったら非農地になった分を消していったんですけども、その間に、5年の間に耕作放棄になった分、そういうのが多分いくらか、何筆が出てきてると思うんですけども、5年前は耕作してたけど今はもうないというそういうのが多分出てきてるかと思うんですけど、出来たらそういう分も白紙か何かにかいってもらって、こちらに報告してもらったら良かったと思うんですけど、一応、そういうのが多いので来年度は新たに作り直したいと思っておりますので、

今年度はすいませんけれども今回の調査票を基本でさせてもらってますので。

議 長

(23番 推進委員挙手)

23番 日高安実推進委員

分かりました。今後、調査の統一事項について計画的にやって行く必要がある  
と言う事ですので、ありがとうございました。

議 長

他、ございませんでしょうか。  
ご意見ご質問がないようにありますので、本日の日程を終了したいと思います。  
本日は、提案されました議案を、皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとう  
ございました。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第7回総会を閉会と致します。

お疲れ様でした。